

クレア海外事務所の所在都市における外出制限等の状況（10月7日時点）

	NYC	LON	PAR	SIN	SEL	SYD	BEJ
現地外出制限の状況	3/7 一部を除き全面撤廃	2/24 全面撤廃	5/16 一部を除き全面撤廃	4/26 一部を除き全面撤廃	4/25 一部を除き全面撤廃	2/25 一部を除き全面撤廃	制限あり
マスク着用義務	公共交通機関等	なし	なし（8/1解除） ※医療施設等では引き続き強く推奨	医療施設、公共交通機関等 ※屋内は推奨レベルに緩和	屋内のみ	病院、介護施設等 9/21 公共交通機関での着用義務撤廃	公共交通機関等
ワクチンパス等提示義務	なし	なし	なし（8/1衛生パス廃止）	500人以上が参加するイベント、ナイトライフ施設、レストラン等飲食店（飲食店側から求められた場合） ※2/14以降、ワクチン2回目接種から270日以内にブースター接種を受けなければワクチン接種者とみなされない	一時中断	なし	72時間以内のPCR陰性証明・健康コードの提示が必要 ・北京への入京・帰京 ・各種施設利用時（飲食店・公共交通機関・ショッピングモール・オフィスビル等） ※体温測定等防疫措置も実施
その他制限事項等	12/27 ワクチン未接種者は原則出社禁止（医療上または宗教上の理由により未接種の場合除く）	なし	なし	なし	なし	なし	・北京入京時の検問所検査を強化 ・北京入京、帰京時48時間以内のPCR陰性証明・健康コードの提示が必要 ・娯楽施設、観光地は運営再開（一部営業停止や人数制限等あり）
入国等に関する制限の状況	6/12 ワクチン接種証明の提示以外は制限撤廃  ※未接種者は入国後3～5日目に検査を受検した上で、7日間の自己隔離が必要	3/18 全面撤廃	8/1 全面撤廃	4/1 ワクチン接種者及び12歳以下のワクチン未接種者は全面撤廃  ※13歳以上の未接種者は入国2日前に感染検査の受検が必要（8/29以降、7日間の隔離及び隔離期間終了前のPCR検査義務が撤廃）	6/8 出国前48時間以内のPCR検査又は24時間以内の抗原検査及び入国後3日以内のPCR検査等の受検以外は制限撤廃 7/25 入国後の検査義務が、入国後1日以内に変更 10/1 入国後の検査義務が撤廃	7/7 全面撤廃	（陽性歴がない場合） ・搭乗予定日2日前、24時間以内のPCR検査を異なる指定検査機関で実施した上で、出発前原則12時間以内に指定検査機関で迅速抗原検査の実施が必要。入国後は指定施設での隔離を7日間行ったあと、自宅での健康観察を3日間行う（中国政府発表）  （陽性歴がある場合） ・陽性歴がない場合の手続きの前

	NYC	LON	PAR	SIN	SEL	SYD	BEJ
				務を撤廃)	査義務撤廃		に任意の検査機関で24時間以上の間隔をあげ2回のPCR検査の実施が必要。その後2週間の健康観察を行う必要。  【北京入京の場合】 (1) 国外から北京に直接入京 7日集中隔離+3日在宅隔離  (2) 国外から北京以外の都市に入国 7日集中隔離+3日在宅隔離の後、48時間以内のPCR陰性証明・健康コードの提示が必要
感染者数	306,864人 (92.43人)	54,229人 (80.84人)	319,308人 (471人)	29,301人 (514.05人)	173,212人 (334.52人)	36,242人 (139.98人)	6,725人 (0.48人)
直近1週間の コロナ死者数 ※(10万人当)	2,373人 (0.71人)	382人 (0.57人)	217人 (0.32人)	7人 (0.12人)	226人 (0.44人)	28人 (0.11人)	0人 (0.00人)

(※) 「感染者数」、「死者数」は9/29-10/5における新型コロナウイルス感染症の感染者数、死者数。( )内は人口10万人当たりの数

(※) 英国の「死者数」は9/27-10/3における死者数。

(※) オーストラリアの「感染者数」は、9/28-10/4における感染者数(実績値)、「死者数」は同期間における1日当たりの平均死者数(暫定値)から算出した死者数。

(※) 現地発表などを基にクリアまとめ

(※) 日本における同期間の感染者数は239,812人(191.08人)、死者数は479人(0.38)。感染者数、死者数は厚生労働省HP、人口は総務省人口推計より